

高齢者福祉サービス

市では、高齢者が地域で安心して生活できるように各種の福祉サービスを行っていますので、ご利用、ご参加ください。なお、詳細は下記までお問合せください。
※年齢の記載がない場合、高齢者とは65歳以上の方を対象とします。

【問合せ】 長寿介護課 高齢者福祉係（電話983-2609）

◇高齢者のために

サービス名	対象者	内容	利用者負担
はり灸マッサージ治療費の助成	次のいずれかに該当する人 (1)70歳以上の人 (2)要介護3以上の同居介護者	申請することにより1回につき1,000円の割引が受けられる治療費助成券を年間6枚配布します。	割引後の治療費
寝具類クリーニング費用助成事業	所得税非課税世帯で、75歳以上のひとり暮らし、75歳以上の高齢者のみの世帯または要介護3以上の人	1回の申請につき、5,000円を上限にクリーニング費用の9割を助成します。申請は年度内2回までです。	費用の1割負担 ただし、5,000円を超える場合は、1割負担分の500円と5,000円を超えた金額
高齢者バス等利用助成事業	年度内(3月31日)に70歳以上になる高齢者 ※年度当初(4月1日)に三島市に住民登録のある方に限る ※特別養護老人ホーム、老人保健施設等に入所・入院している方は除く	申請することにより、年度内で使用できるバス等助成券3,000円分(1回につき100円分利用可)を配布します。 *市内を運行するバスと伊豆箱根駿豆線をご利用できます。75歳以上の方はタクシーもご利用いただけます。	1乗車100円を超える場合は、超えた金額

◇ひとり暮らしや援助が必要な人のために

サービス名	対象者	内容	利用者負担
短期生活援助	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯及びこれらに準ずる世帯(介護保険認定者を除く)の人	急な傷病により家事や身の周りの片づけの援助が必要な人に一時的なヘルパーを派遣します。 1回1時間、3カ月以内12回まで。	1回 257円
緊急通報システム	所得税非課税世帯でひとり暮らしの高齢者や一方が寝たきりの高齢者世帯の人	緊急時に、電話やペンダントのボタンを押すと消防署に通報が入ります。対応電話回線：NTTアナログ回線	電話料金
理美容サービス	寝たきり等で理美容院に行くことが困難な高齢者	市と契約した理美容院が自宅まで出張します。年間4回。	理美容代金
住宅用火災警報機器設置	所得税非課税世帯でひとり暮らしの高齢者や寝たきり高齢者のいる世帯の方	寝室等条例に定められた箇所に煙感知器を設置します。	無料
自立者ショートステイ	家族が不在になる時に援助を必要とする高齢者(介護保険認定者を除く)	一時的に特別養護老人ホームでお世話します。6カ月間に7日以内。	1日 460円 食費・雑費自己負担 送迎代(片道) 1,840円
給食サービス	要介護者・要支援者・総合事業の事業対象者で、安否確認が必要なひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯およびこれらに準ずる世帯の人	安否確認を行いながら屋食を自宅へ届けます。(年末年始を除く)	1食 360円
ふれあいさわやか回収	要介護者・要支援者・総合事業の事業対象者で、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の人	家庭ごみを戸別回収するとともに、希望者には安否確認を行います。	無料

◇高齢者を介護している人のために

高齢者を介護しているご家族等の負担の軽減と要介護高齢者の在宅生活の継続を図るため、様々なサービスを提供します。

サービス名	対象者	内容	利用者負担
寝たきり老人等介護者手当	在宅の要介護3以上の高齢者を6カ月以上継続して介護している同居の介護者	6月30日及び12月31日を基準日として、その前6カ月以上の在宅介護者に対し50,000円を支給します。	※但し、この期間中に1カ月に11日以上入院、入所(ショートステイ含)をした場合は該当しません。
紙おむつの給付	所得税非課税世帯で要介護1以上の在宅高齢者の同居介護者	10種類の紙おむつ等から選択したものを、月1回業者が届けます。	1月 500円以内
徘徊高齢者検索サービス	徘徊性のある在宅の高齢者及びその介護者	通信ネットワークを利用した徘徊検索装置により、位置情報をご家族に提供します。	利用開始時経費の1割程度 その他実費

◇街中ほっとサロン（電話973-4165）

高齢者やその家族等の健康や介護などの悩み相談、健康チェック等が無料でできます。ぜひ一度のぞきにきてください。

場所	開館日・時間
三島市中央町4-1（三島市役所中央町別館 東隣）	開館時間：午前9時～午後4時30分 定休日：水曜日、年末年始

◇老人福祉センター【愛称名：いきいきシニア・ふれあいセンター】（電話971-0462）

健康で明るく生きがいのある生活を送っていただけるよう、老人福祉センターでは各種相談・健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場を提供しています。

対象者	利用時間・休館日	施設内容	利用料・交通手段
三島市に居住する60歳以上の市民 （初めて利用される方は、身分を証明できるものをお持ちください。）	利用時間：午前9時～午後4時 （大浴場の利用は午前10時～午後3時30分） 休館日：毎週日曜日（第4日曜日が身体障がい者の日の場合、翌日）、祝日、年末年始	入浴施設、休憩場、ヘルストロン、ゲートボール場、クラブ活動（習字・大正琴・社交ダンス）、各種講座・健康相談等	利用料無料（カラオケ等一部有料） 毎週金曜日無料バスを運行 田町駅前(9:20発)

◇生きがい教室

心身の健康維持及び教養の向上を図ることを目的に、おおむね60歳以上の介護を要しない人を対象として、生きがい教室を開設しています。趣味活動やレクリエーション、友人との交流を通して楽しみながら介護予防をしましょう。

会場	利用日・時間	利用者負担
東小学校生きがい教室 TEL981-3355(直通)	毎週月曜日～金曜日 10時から15時まで (年末年始、祝日を除く)	教材費
南小学校生きがい教室 TEL976-0050(直通)		
西小学校生きがい教室 TEL981-9121(直通)		
中郷小学校生きがい教室 TEL983-2609(長寿介護課)	毎週月・水・金曜日 9時から12時まで (祝日、長期休校日を除く)	
錦田小学校生きがい教室 TEL983-2609(長寿介護課)	毎週月曜日～土曜日 生きがい教室：10時から15時まで (年末年始、祝日を除く)	
北上高齢者すこやかセンター TEL987-4422(直通)		

◇確定申告に必要な書類の配布・発行

介護が必要な人や、その人を扶養している人で、確定申告に次の証明が必要な場合はご相談ください。

介護が必要な高齢者の障害者控除の認定書	障害者手帳をお持ちでない65歳以上の要介護1～5の認定を受けている人を対象に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。
おむつ代の医療費控除のための「おむつ使用証明書」用紙の配布、及び、「おむつ使用の確認書」の発行	確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるために必要となる、「医師によるおむつ使用証明書」の用紙を配布しています。 なお、要介護認定を受けている人が、2年目以降のおむつ代の医療費控除を受ける時、一定の条件を満たしていれば「おむつ使用証明書」の代わりとして使える「おむつ使用の確認書」を当課で発行できる場合がありますのでご相談ください。

*いずれも無料。発行には1週間程度かかります。

～高齢者に関する相談は、お住まいの地区の「地域包括支援センター」にご相談ください～

	電話番号	住所	担当地区
地域包括支援センター三島	983-2689	北田町4-47 三島市役所内	旧市内
中郷地区地域包括支援センター	984-3777	梅名578 介護老人保健施設梅名の里内	中郷地区
北上地区地域包括支援センター	989-6500	佐野1205-3 介護老人保健施設ラ・サンテふよう内	北上地区
錦田地区地域包括支援センター	975-2424	谷田字藤久保2276 三島総合病院付属介護老人保健施設内	錦田地区